



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



10月も暑い日が多かったですが、ここにきて一気に季節が冬になりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。
11月も半ば以降になれば、街ではクリスマスソングが流れ、イルミネーションで飾られ、一気に年末モードが近づきます。今年もあっという間に1年が経ってしまいそうです。

★気になる相場★

～社員への見舞金の相場～



【災害見舞金】（世帯主、持ち家の場合）

（円）

	全焼、全壊	半焼、半壊	床上浸水、一部損傷
最高額	500,000	300,000	150,000
最低額	5,000	5,000	5,000
最多回答額	100,000	50,000	30,000

*日本実業出版社（2018年6月調査）

★11月のお仕事カレンダー



11/ 10	● 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付
11/ 16	● 所得税予定納税額の減額申請期限（第2期分のみ）
11/ 30	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 9月決算法人の確定申告と納税・2024年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 所得税予定納税額の納付（第2期分）

★年末調整★

～令和5年年末調整の注意点～



令和5年度の年末調整は、住宅ローン控除申告書の要件の変更、非居住者扶養親族の適用範囲の変更、退職手当のある配偶者・扶養親族欄の追加の3点です。

①住宅ローン控除

住宅ローン控除の期間・控除率などが変更されています。

②非居住者扶養親族

扶養控除の対象となる扶養親族の範囲が、「16歳以上の非居住者」のうち、「30歳から69歳までの非居住者」が除外されました。ただし、「留学生」「障害者」「扶養者から38万円以上の送金を受けている」のうちいずれかに該当すれば、扶養控除の対象となります。

③退職手当のある配偶者・扶養親族欄の追加

配偶者や扶養親族に退職所得が見込まれる場合は、申告する必要があります。

計算の手順は、昨年までと変わりません。

「年収の壁・支援強化パッケージ」が 決定されました。

いわゆる「年収の壁」への当面の対応策として、令和5年9月 27 日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。その概要は、以下の通りです。(厚生労働省の資料)

106万円の壁への対応

- ◆**キャリアアップ助成金** ※省令の改正が必要
キャリアアップ助成金の**コースを新設**し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、**労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援**を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、**被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。**
- ◆**社会保険適用促進手当**
事業主が支給した**社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。**

130万円の壁への対応

- ◆**事業主の証明による被扶養者認定の円滑化**
被扶養者認定基準（年収130万円）について、**労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断**を可能とする。

配偶者手当への対応

- ◆**企業の配偶者手当の見直しの促進**
特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、
(1) **見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、**
(2) **中小企業団体等を通じて周知する。**

106万円の壁への対応

キャリアアップ助成金に、社会保険適用時処遇改善コースを新設し、手続きを開始しました。10月1日以降、事業主が新たに社会保険の適用を行った場合、労働者1人あたり最大50万円を助成します。

130万円の壁への対応

繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みを作りました。

配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等、資料を作成・公表しました。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

